

令和4年台風14号、15号により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風14号、15号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの台風に伴う被害により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、本日時点での特別措置の適用地域は、台風14号については2022年9月18日、台風15号については9月24日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙（当社による電気料金等の特別措置対象地域）をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。また、適用地域に更新があった場合、当社HP上でもお知らせいたします。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、10月7日（金）から11月30日（水）までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 （受付時間：午前9時～午後5時 [第3日曜日を除く]）

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2022年10月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、10月分の支払い期日の延長ができない場合は、2022年11月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2022年10月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2022年10月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、10月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2022年11月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、10月分の電気料金を11月分以後の電気料金と合算（11月分の電気料金の場合は、12月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

当社による電気料金の特別措置対象地域（10月11日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

■ 対象地域

（1）災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
静岡県 (東京電力管内)	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町
静岡県 (中部電力管内)	静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町
山口県	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町
高知県	全市町村
福岡県	全市町村
佐賀県	全市町村
長崎県	全市町村
大分県	全市町村
熊本県	全市町村
宮崎県	全市町村
鹿児島県	全市町村

（2）災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
神奈川県	足柄下郡箱根町
山梨県	富士吉田市、南アルプス市、南巨摩郡早川町、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町
静岡県	伊豆市、伊豆の国市、田方郡函南町、駿東郡小山町
愛知県	豊橋市、新城市、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
長野県	飯田市、伊那市、下伊那郡天龍村、下伊那郡大鹿村
島根県	益田市、鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町
広島県	大竹市、廿日市市
徳島県	三好市、那賀郡那賀町、海部郡海陽町
愛媛県	上浮穴郡久万高原町、宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町、西予市、西条市、新居浜市、四国中央市

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuu_jo/kyuu_jo_tekiyou.html